

第6章

文化芸術立国の実現

特別史跡平城宮跡の保存・整備と 第一次大極殿の復原について

(1) 特別史跡平城宮跡の保存・整備について

平城京は、西暦710（和銅3）年に元明天皇が藤原京から遷都し、784（延暦3）年に桓武天皇が長岡京に遷都するまでの74年間、政治・文化の中心として栄えた奈良時代の都です。中央北側に平城宮（広さ約1km四方）があり、大極殿と朝堂院などが配置されていました。平城京は廃都後に急速に田畑と化し長らく地下に埋もれていましたが、幕末から明治時代にかけて保存の機運が高まり、1922（大正11）年に朝堂院大極殿跡が史跡に指定され、現在は約131㍍が特別史跡に指定され公有化されています。また、1998（平成10）年に「古都奈良の文化財」の構成資産としてユネスコの世界遺産一覧表にも記載されています。奈良文化財研究所が1959（昭和34）年から今日まで学術調査を継続しており、平城宮の構造や変遷が解明されています。文化庁では、学術調査結果を基に1978（昭和53）年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」を策定し、平城宮跡全体を「遺跡博物館」として整備・活用すべく整備事業を進め、朱雀門や東院庭園、推定宮内省などの復原整備が完了しました。また、平城遷都から1300年を迎えた2010（平成22）年、平城宮で最も重要な第一次大極殿の復原整備が完了しました。これら復原建物などは広く国民に公開しています。文化庁は、今後とも、国土交通省による国営公園整備事業と連携して平城宮跡の一層の保存・活用を図っていきます。

(2) 第一次大極殿の復原について

大極殿は、即位式など国家的儀式の際に天皇が出御した建物です。平城宮跡から二つの大極殿が発見されており、奈良時代前半の大極殿を第一次大極殿、後半の大極殿を第二次大極殿と呼んでいます。第一次大極殿の復原は、1998～2000（平成10～12）年に実施設計を行い、2001（平成13）年から復原工事に着手し、2010（平成22）年に完成しました。第一次大極殿を主会場として、同年4月に皇太子殿下の御臨席を賜り完成記念式典を開催しました。また、同年10月に平城遷都1300年記念事業協会の主催による記念祝典が、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催されました。復原に際しては、奈良文化財研究所が、発掘調査の成果を基に、文献史料や絵画資料、現存する古代建築などを参考に、奈良時代様式（意匠・構造・材料など）を検討し、国が復原工事を行いました。一方、安全性を確保するために、コンピューターによる構造解析や模型製作などによる検討も行い、基壇内に最新の免震装置を設置するなど、現行の建築基準法や消防法などの建設関係法令等に適合させるとともに、保護を最優先し遺構を盛土した上に杭を打たずに建設しました。内部は本来の機能と空間規模を理解できるように高御座（玉座）の実物大外観模型（総高約7.5m、幅約7.1m）を中央に設置するとともに、小壁には奈良在住の日本画家上村淳之画伯の手によって、四神、十二支、雲の壁画が描かれ、天井には蓮華文の彩色画を施しました。

【第一次大極殿の施設概要】

- 構造 木造重層入母屋造 ○建築面積 1,387㎡ 延床面積 858㎡
- 寸法 間口（東西）約44m 奥行（南北）約19.5m
- 棟高（総高）約27.1m



第一次大極殿

第6章 総論

文化芸術振興施策の総合的推進

平成 13 年, 文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律は, 文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら, 文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図り, 心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

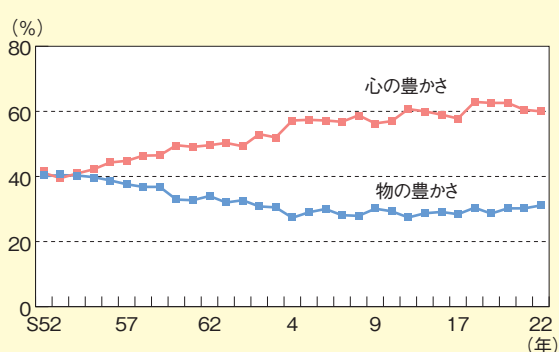
文化芸術振興基本法に基づき, 政府は, 文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため, 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(「基本方針」)を策定し, この基本方針に基づき「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。

ー我が国の文化芸術をめぐる状況ー

内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば, 「物質的にある程度豊かになったので, これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と考える国民の割合はおおむね増加傾向にあり, 平成 22 年度では約 6 割となっています(図表 2-6-1)。

また, 内閣府「文化に関する世論調査」(平成 21 年 11 月)によれば, 日常生活の中で, 優れた文化芸術を鑑賞したり, 自ら文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」と考える国民は, 約 9 割となっています(図表 2-6-2)。

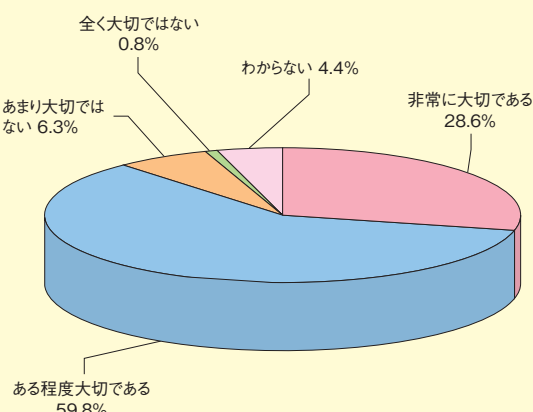
図表2-6-1 人々の求める豊かさ



(注) 心の豊かさ→物質的にある程度豊かになったので, これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい
物の豊かさ→まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい

(出典) 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成22年6月)

図表2-6-2 日常生活における文化芸術の体験・活動の重要性

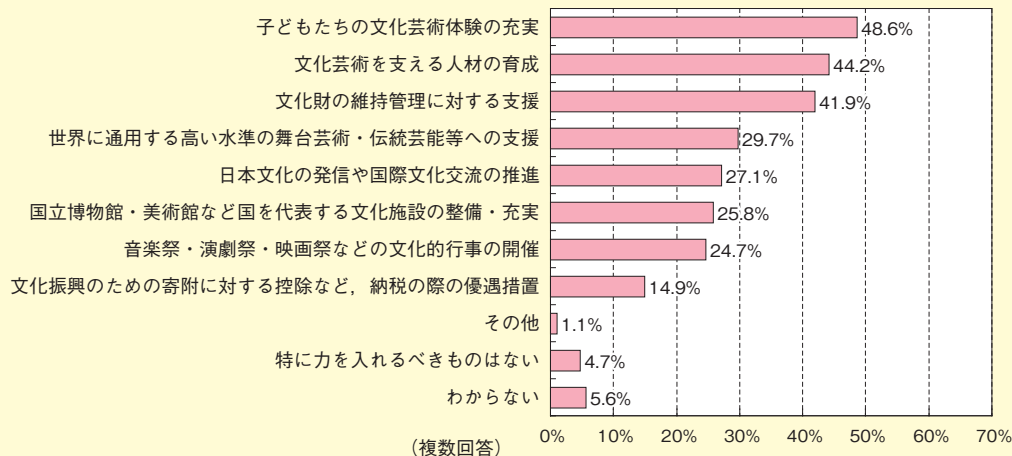


(出典) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成21年11月)

文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項として, 約 5 割の国民が「子どもたちの文化芸術体験の充実」を挙げています。それに次いで, 約 4 割の国民が「文化芸術を支える人材の育成」, 「文化財の維持管理に対する支援」を挙げています(図表 2-6-3)。

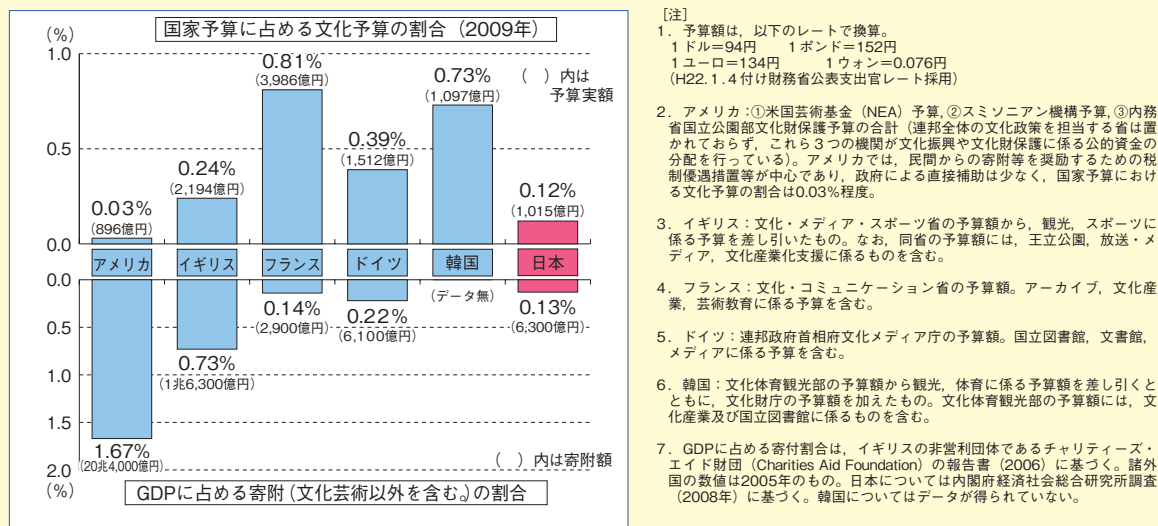
文化庁では, 基本方針に基づき, 子どもたちの文化芸術体験, 人材育成, 文化財の保存・活用を含め, 文化芸術振興のための諸施策を展開しています。しかしながら, 諸外国と比べると文化予算と民間寄附のいずれもが低い水準となっています(図表 2-6-4)。

図表2-6-3 文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項



(出典) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成21年11月)

図表2-6-4 文化予算と寄附額(諸外国との比較)



(出典) 文化庁調べ

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国の全ての営みの基盤として極めて重要なものです。

こうした文化芸術の持つ重要性を考慮し、文化庁では、今後とも文化芸術の振興に努めていくこととしています。

一文化芸術振興基本法と基本方針一

文化芸術振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、平成13年11月、議員立法による文化芸術振興基本法が成立し、同年12月、公布・施行されました。

この法律は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの文化芸術振興に関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

基本方針は、同法に基づき、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。文化庁では、これまで第1次基本方針(平成14年12月閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月閣議決定)に基づき、文化芸術振興に取り組んできました。

平成23年2月8日には、第3次となる基本方針が閣議決定されたところです(参照：第2部第6章第1節)。

－文化審議会－

平成13年1月の中央省庁等改革により、文化振興に向けた政策立案機能を強化するため、文化庁に文化審議会が設けられました。文化審議会では、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会の4分科会のほかに文化政策部会を設置し、文化の振興や国際文化交流の振興に関する重要事項などについて幅広い観点から調査審議を行っています。

文化審議会は、これまでに10の答申などを行い、文化庁では、これらを受けて各種施策に取り組んでいます。

〈これまでの主な答申など〉

- ・「文化を大切に作る社会の構築について－一人一人が心豊かに生きる社会を目指して(答申)」(平成14年4月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針について(答申)」(平成14年12月)
- ・「これからの時代に求められる国語力について(答申)」(平成16年2月)
- ・「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」(平成16年2月)
- ・「地域文化で日本を元気にしよう！(報告)」(平成17年2月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)」(平成19年2月)
- ・「敬語の指針(答申)」(平成19年2月)
- ・「舞台芸術人材の育成及び活用について(報告)」(平成21年7月)
- ・「改定常用漢字表(答申)」(平成22年6月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申)」(平成23年1月)

－文化芸術振興のための予算・税制措置－

(予算措置)

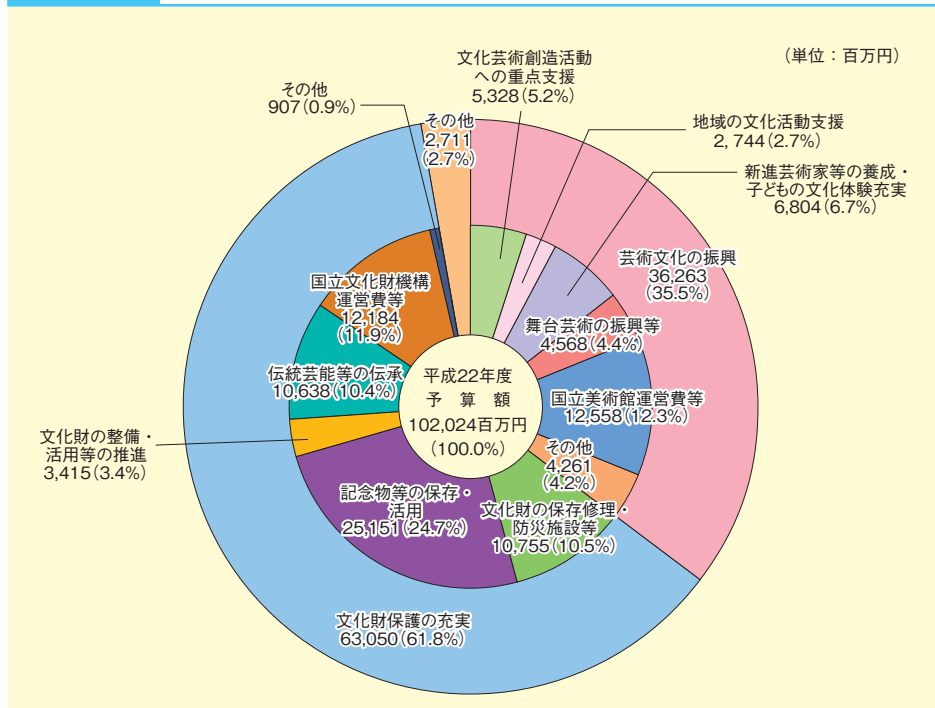
平成22年度においては、「豊かな文化芸術の創造と人材育成」「我が国のかけがえない文化財の保存・活用等」「我が国の優れた文化の国内外への発信」の三つを柱として、「ソフト」「ヒューマン」への支援に重点を置いた政策を進めました。

「豊かな文化芸術の創造と人材育成」では、①文化芸術創造活動への重点支援、②地域の文化活動支援、③芸術家などの養成・子どもの文化体験の充実を中心とした施策を実施しました。

「我が国のかけがえない文化財の保存・活用等」では、文化財の保存修理・防災施設などの充実や、文化財の整備・活用等の推進を図るとともに、「我が国の優れた文化の国内外への発信」では、①優れた舞台芸術・メディア芸術などの戦略的発信、②文化財の国際協力の推進、③外国人に対する日本語教育の充実、④文化発信を支える基盤整備に取り組みました。

このほか、日本芸術文化振興会に設けられた芸術文化振興基金では、文化芸術活動に対する幅広い助成を行っています。

図表2-6-5 平成22年度文化庁予算(分野別)



(税制措置)

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入することが認められています。さらに、芸術の普及向上や文化財などの保存・活用、博物館の設置運営などを主な目的とする特例民法法人のうち一定の要件を満たすもの等「特定公益増進法人」に対する寄附金については、個人の場合には寄附金控除(所得控除)、企業などの法人の場合には一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、さらに別枠で損金算入することが認められています。

特に個人からの寄附に関しては、平成19年に寄附金控除の限度額が所得金額の30%から40%に引き上げられ、22年には寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられるなど、文化芸術団体に対する支援をより行いやすいよう措置されています。

文化財の分野でも、重要文化財などとして指定、選定、登録された家屋やその敷地については、固定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で必要な税制上の優遇措置を講じています。また、重要文化財を国や地方公共団体などへ譲渡した場合は所得税が非課税(史跡などに指定された土地については、特別控除)となり、建造物(登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を含む。)及びその敷地については、相続税額の算出において、一定の評価減を行うこととされています。また、平成21・22年度の措置として、公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設について固定資産税・不動産取得税・都市計画税が2分の1課税となっています。

さらに、優れた美術品の美術館・博物館における公開を促進するために、登録美術品として登録された美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

1 第3次基本方針の策定

第3次基本方針の策定に向けては、平成22年2月10日、川端文部科学大臣(当時)より文化審議会(会長：西原鈴子 元東京女子大学教授)に対して「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問が行われ、これを受けて、同審議会文化政策部会(部会長：宮田亮平 東京藝術大学長)において、約1年にわたる精力的な審議を重ねました。

平成23年1月31日の文化審議会総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」答申が行われ、同年2月8日には、同答申を踏まえた第3次基本方針(対象期間：23年度～27年度のおおむね5年間)が閣議決定されたところです。

文化庁では、今後、第3次基本方針に示された「文化芸術振興に当たっての基本的視点」を重視し、「六つの重点戦略」を強力に推進するなど、新たな「文化芸術立国」の実現に向けて関係施策の一層の充実に努めていきます。

2 第3次基本方針に関わる新たな制度の構築

(1) 新たな支援手法の導入

文化芸術団体への支援については、これまで、1公演ごとに、出演費、会場費、宣伝費などの支援対象経費の1/3以内かつ自己負担の範囲内で支援を行ってきました。しかし、自己収入を増やすと支援額が減少するため、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブが働かないという課題がありました。

このため、文化庁では、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブを向上させるとともに、優れた芸術創造活動に専念できるよう支援方法を見直し、第3次基本方針に沿って、以下の観点に基づく文化芸術活動への新たな支援を平成23年度から実施することとしました。

(新たな支援の仕組みのポイント)

- ①公演本番に必要な出演料、会場費などについてはチケット収入などの自己収入で賄い、支援は、脚本や演出、稽古などの公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定
- ②一定期間を見越し、安定した芸術創造活動を実施できるよう、1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を総合的に支援する年間事業支援の仕組みの導入
- ③年間事業支援を受ける団体については、概算払制度の導入

なお、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入に向けた検討を始めました。

(2) 美術品補償制度の導入等

美術品補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館などから借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

従来、美術品の損害に対する補償は展覧会の主催者が損害保険をかけて対応していました。しかし近年は、美術品の評価額や保険料率が大きく上昇し、その保険料が高騰したため、主催者による負担が困難になってきています。その結果、我が国において、世界を巡回する大規模な展覧会の開催を断念したり、借り受ける作品の数を減らして展覧会の規模を縮小したりするような事態が生じています。これらを踏まえ、文化庁において、展覧会主催者の保険料負担を軽減し、展覧会の開催を支援する

図表2-6-6

第3次基本方針の概要

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、
支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした
文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、
観光・産業振興等への活用

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- 横断的かつ総合的な施策の実施
 - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
 - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙

美術品補償制度に関する検討が進められ、平成22年10月、美術品補償制度を創設する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が第176回臨時国会に提出されました。同臨時国会では、この法律案は継続審査となりましたが、23年3月、第177回通常国会において全会一致で可決され、同年4月に公布、同年6月に施行されました。この法律の成立によって、今後、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになることが期待されます。

なお、同じく平成23年3月、議員立法として、海外の美術品等に対する強制執行などの禁止の措置を定めるとともに、国の美術館などの施設の整備・充実などについて定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が成立、同年4月に公布されました。この法律の成立によって、従来は強制執行などの禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品などを公開する展覧会の開催が可能となり、前述の美術品補償制度と合わせて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されます。

(3) 国立文化施設等の在り方

平成22年4月、内閣府の行政刷新会議により行われた事業仕分け第2弾では、国立美術館と国立文化財機構の美術品収集などについて、事業規模は拡充(機動的な美術品購入などが可能となる仕組みなど、適切な制度の在り方を検討。ただし国の負担を増やさない)との評価が行われました。

これを受け、文化庁では、平成22年9月以降、「国立文化施設等に関する検討会」を開催し、国立文化施設等4法人(国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館)の今後の望ましい運営の在り方について、有識者による議論を積極的に行ってきました。同検討会では、7回にわたり議論を深め、同年12月、その成果を「論点整理」としてとりまとめました。この「論点整理」では、国立文化施設等が、予算・人員の削減により使命達成や「国の顔」の機能が損なわれつつあり、存立基盤が危機的状況にあるとの認識の下、新たな法人制度の創設も視野に入れた運営の在り方の見直しについて提言されています。

今後は、行政刷新会議を中心に、政府全体で独立行政法人の制度・組織の見直しの検討が進められることから、その検討に本提言内容を適切に反映することができるよう努めるとともに、同会議とも連携しつつ、より詳細な制度設計に向けて検討を深めていくこととしています。

第2節 芸術創造活動の推進

1 芸術創造活動の活性化支援

(1) 優れた芸術活動への重点的支援

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、芸術水準向上の直接的な牽引力となる、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の公演や、優れた劇映画、記録映画の製作に対し支援するとともに、我が国のトップレベルの芸術団体と国内各地の劇場が共同で制作するオペラなどの舞台芸術公演に対して重点的に支援を行っています。



谷桃子バレエ団創立60周年記念公演「レ・ミゼラブル」
主催 有限会社 谷桃子バレエ団研究所

(2) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための

環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として、平成2年3月に設けられました。約653億円(政府からの出資金約541億円、民間からの出せん金約112億円)の基金を運用しています。

なお、芸術文化の振興を図るために、寄附金を募り、その拡大に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額(平成21年度)〉

- 芸術家や芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動 8億4,290万円
- 地域の文化の振興を目的として行う活動 2億5,160万円
- 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動 1億950万円

2 新進芸術家などの人材育成

世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの各分野において、研修・発表の場を提供するとともに、文化芸術活動を支えるアートマネジメント人材の育成をはじめ、芸術団体などが行う育成事業などへの支援の充実を図っています。特に、新進芸術家海外研修制度では、これまで多数の優秀な芸術家を輩出しています。

図表2-6-7 新進芸術家の海外研修(新進芸術家海外研修制度)のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	(美術：洋画 昭和42年度)
森下 洋子	(舞踊：バレエ 昭和50年度)
絹谷 幸二	(美術：洋画 昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽 昭和59年度)
野田 秀樹	(演劇：演出 平成4年度)
諏訪内 晶子	(音楽：器楽 平成6年度)
野村 萬斉	(演劇：狂言師 平成6年度)
崔 洋一	(映画：監督 平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇：演出 平成9年度)
平山 素子	(舞踊：モダンダンス 平成13年度)
長塚 圭史	(演劇：演出・劇作・俳優 平成20年度)

図表2-6-8 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

①新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体等への研修を支援することにより、実践的な研修の機会を提供しています。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣(80日間)があり、平成22年度は、1年派遣：70名、2年派遣：9名、3年派遣：2名、特別派遣：14名、15歳以上18歳未満の部：1名の96名を派遣しています。
②新進芸術家の人材育成 (新進芸術家育成公演等事業)	新進芸術家海外研修制度により研修を行った若手芸術家に研修成果を発表する機会を提供するとともに、各芸術団体の新進芸術家にも発表の機会を提供しています。 平成22年度の公演事業 〈美術分野〉「DOMANI・明日展2010」 〈音楽分野〉「明日を担う音楽家たち2011」 〈舞踊分野〉「バレエ・アステラス☆2010～海外で活躍する日本人バレエダンサーを迎えて～」 〈演劇分野〉「男は男だ」 「日本の劇」戯曲賞「オトカ」
(芸術団体人材育成支援事業)	芸術団体、大学等の教育機関等が行う人材育成・調査研究事業等を支援しています。 平成22年度支援実績 〈人材育成・普及活動〉118件 〈調査研究・情報交流〉20件 〈伝統芸能等人材確保〉12件

3 芸術祭の開催

芸術祭は、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く一般に提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年度から毎年秋に開催しています。

平成22年度は、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、芸術祭祝典として、「国際音楽の日記念 アジアを結ぶ獅子たち ―権現の来た道」を上演し、オペラ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦舞、アジア・太平洋地域の芸能などの主催公演を実施しました。演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門とテレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門では、それぞれの部門に設置した審査委員会で審査を行い、優れた公演・作品に対して文部科学大臣から芸術祭大賞などが授与されました。

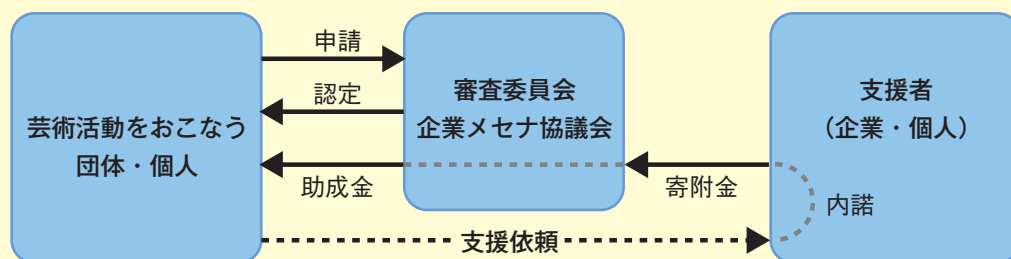
4 企業からの文化発信の取組への支援

(1) メセナ活動への支援

公益社団法人企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術文化支援)活動の推進のため、芸術文化支援を行う企業相互の連携を図ることを目的として平成2年に設立されました。同協議会は、主要事業の一つとして、民間の芸術文化支援を促進する「助成認定制度」を実施しています。この制度の認定を受けた文化芸術活動に対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます(図表2-6-9)。

この制度を利用して、平成21年度には、180件の芸術活動が認定を受け、法人・個人から1,474件、約7億4,431万円の寄附が同協議会を通じて行われました。

図表2-6-9 企業メセナ協議会の助成認定制度



(2) 企業の取組の顕彰

文化庁では、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、企業で働く人々や、地域住民、子どもたちに芸術文化活動への参加の機会を提供することなどにより、企業を取りまく人々の「文化力」の向上を図る企業の取組に対して表彰を行っています。

第3節 映画・メディア芸術の振興

1 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁では、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③日本映画フィルムの保存継承を推進しています(図表2-6-10)。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国映画の一層の振興に取り組んでいます。

また、日本映画に関する情報提供を通じてこれらの活動を促進するため、データベースの整備も進めています。

●全国ロケーションデータベースシステム(JLDB)

(参照：<http://www.jldb.bunka.go.jp/>)



●日本映画情報システム(JCDB)

(参照：<http://www.japanese-cinema-db.jp/>)



図表2-6-10 日本映画の振興

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である日本映画の振興を進める。

日本映画の創造・交流・発信

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ①芸術創造活動特別推進事業（映画製作への支援） | ⑤海外映画祭への出品等支援 |
| ②フィルムコミッションの活動支援 | ⑥全国映画祭会議 |
| ③ロケーションに係るデータベースの運営 | ⑦アジアにおける日本映画特集上映事業 |
| ④文化映画賞 | ⑧「日本映画情報システム」の整備 |

自律的な創造サイクルの確立

人材の育成と社会的認知の向上

若手映画作家等の育成

- ①短編映画作品支援による若手映画作家の育成
- ②映画関係団体等の人材育成事業の支援

映画フィルムの保存・継承

我が国の映画フィルムの保存・継承

フィルムセンター機能充実経費
(参考)
フィルムセンター相模原分館増築
・施設 3,035百万円(平成21年度第一次補正)
・設備 996百万円(平成22年予算額)

我が国の存在感を高める日本映画の振興と日本文化の理解の促進

2 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。文化庁では、メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置き、文化庁メディア芸術祭をはじめとした様々な取組を行っています。その一つの柱で

ある文化庁メディア芸術祭は、平成22年度には14回目を迎え、2,645作品もの応募があり、そのうち694作品は、海外48の国と地域からの募集でした。「アート」「エンターテインメント」「アニメーション」「マンガ」の四つの部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、奨励賞1作品を顕彰するとともに、メディア芸術の振興に寄与した方に功労賞を贈呈しました。



アート部門大賞「Cycloid-E」
作者：Michel DECOSTERD / Andre DECOSTERD (Cod.Act)
© Cod.Act



エンターテインメント部門大賞「IS Parade」
作者：林 智彦／千房 けん輔／小山 智彦
© KDDI 株式会社



アニメーション部門大賞「四畳半神話大系」
作者：湯浅 政明
©四畳半主義者の会



マンガ部門大賞「ヒストリエ」
作者：岩明 均
©岩明均／講談社

受賞作品は、毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で展示しています。また、地方において優れたメディア芸術を鑑賞する機会を提供する「文化庁メディア芸術祭地方展」（平成22年度：京都府・岡山県）や、日本のメディア芸術を海外の方々により深く知っていただくための「文化庁メディア芸術祭海外展」（22年度：トルコ（イスタンブール））などを開催しています。

このほか、インターネット上に「メディア芸術プラザ」を開設し、メディア芸術祭受賞作品や受賞作者の紹介、メディア芸術関連の各種シンポジウムなどの情報を掲載しています。

●メディア芸術プラザ

（参照：<http://plaza.bunka.go.jp/>）



第4節

子どもたちの文化芸術活動と 地域における文化芸術の振興

1 子どもたちの文化芸術活動の推進

文化庁では、子どもたちが、優れた文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するように、以下の施策を実施しています。

(1) 子どものための優れた舞台芸術体験事業

子どもたちが優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体などによる実演指導、ワークショップに参加し、更にはこれらの団体と本番の舞台で共演するなど、文化芸術に身近に触れる機会を提供する「子どものための優れた舞台芸術体験事業」を実施しています(平成22年度は文化芸術団体による巡回公演を1,582公演、学校への芸術家派遣を1,301カ所で実施)。

(2) 伝統文化こども教室事業

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などに学校、文化施設などを拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する「伝統文化こども教室事業」を実施しました。

(3) 全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供し、創造活動の推進と相互の交流を深めるため、「全国高等学校総合文化祭」(平成22年度は8月1日から8月5日まで宮崎県で開催)、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(22年度は8月28日、29日に開催)を毎年実施しています。

2 地域における文化芸術活動への支援

文化庁では、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材育成など、地域における文化芸術の振興を図っています。

(1) 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

優れた舞台芸術の創造・発信を自ら行うことができる劇場・音楽堂が各地で発展し、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図るため、劇場・音楽堂が中心となり地域住民や芸術関係者等と共に取り組む、音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術の制作、教育普及、人材育成などを支援しています(平成22年度支援実績：92件)。

(2) 地域の芸術拠点形成事業

地域住民にとって身近な文化芸術活動の場、ハイレベルな舞台芸術作品などを鑑賞する場である文化会館などのうち、地域の拠点となりうるものに対して、自主企画・制作公演、アートマネジメント人材育成、情報提供など多角的に支援することで、文化芸術による地域の活力と創造的な発展を促しています(平成22年度採択施設数：36施設)。

(3) 地域伝統文化総合活性化事業

平成22年度においては、新たに「地域伝統文化総合活性化事業」として、地域に伝わる伝統文化の活性化や復興などのため、各地域の主体的、総合的な取組を支援することにより、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりや伝統文化の確実な継承と地域の活性化を図りました。

(4) ふるさと文化再興事業

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、都道府県が策定した計画に基づき、伝統文化保存団体などが実施する①伝承者等の養成、②用具等の整備、③映像記録等の作成の事業に対して支援しました。

(5) 国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を広げていくため、全国規模の文化の祭典である国民文化祭を都道府県などとの共催で毎年開催しています(平成22年度は10月30日から11月7日まで岡山で開催)。

3 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や自治体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちのにぎわいに結びつけることを目指す自治体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました(図表2-6-11)。

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む自治体やその関係者を対象とし、情報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。また、22年度からは、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用し、自治体や市民(文化ボランティア、アートNPOなど)、企業などが協働して地域課題の解決を図ろうとする先駆的かつ多様な取組を支援・促進する「文化芸術創造都市モデル事業」を新たに実施しています。

図表2-6-11 文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)	水戸市(茨城県)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)	十日町市・津南町(新潟県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)	南砺市(富山県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)	木曽町(長野県)
			神戸市(兵庫県)

第5節

文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

我が国には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じて育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在します。それらは、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えと同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起され、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感

を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在・将来の社会の発展向上のために無くてはならないものです。その意味においても、文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして、次世代に確実に継承していくことが求められます。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定などを行い、現在の状態からの変更、修理、輸出などに一定の制限を行うことで保存を図っています。そのため、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ、無形の文化財については伝承者養成、記録作成などに対して助成などを行うことで、所有者の負担の軽減を図っています。

図表2-6-12 国指定等文化財の件数

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

平成 23 年 3 月 31 日現在

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美術 工 芸 品	絵 画	158	1,969
	彫 刻	126	2,647
	工 芸 品	252	2,422
	書跡・典籍	223	1,876
	古 文 書	60	734
	考古資料	44	578
	歴史資料	3	161
計		866	10,387
建 造 物		216 (264 棟)	2,374 (4,404 棟)
合 計		1,082	12,761

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	60	史 跡	1,655
特 別 名 勝	30	名 勝	322
特 別 天 然 記 念 物	72	天 然 記 念 物	944
計	162	計	2,921

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 存 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	39	56 (56)	12	12
工 芸 技 術	43	59 (58)	14	14
計	82	115 (114)	26	26

(注) 保持者には重複認定があり、() 内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

211 件

5. 重要無形民俗文化財

272 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

24 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

88 地区

3. 選定保存技術

選 定 件 数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	人 数
67	45	51	29	31 (29)

(注) 保存団体には重複認定があり、() 内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

8,331 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

11 件

3. 登録有形民俗文化財

21 件

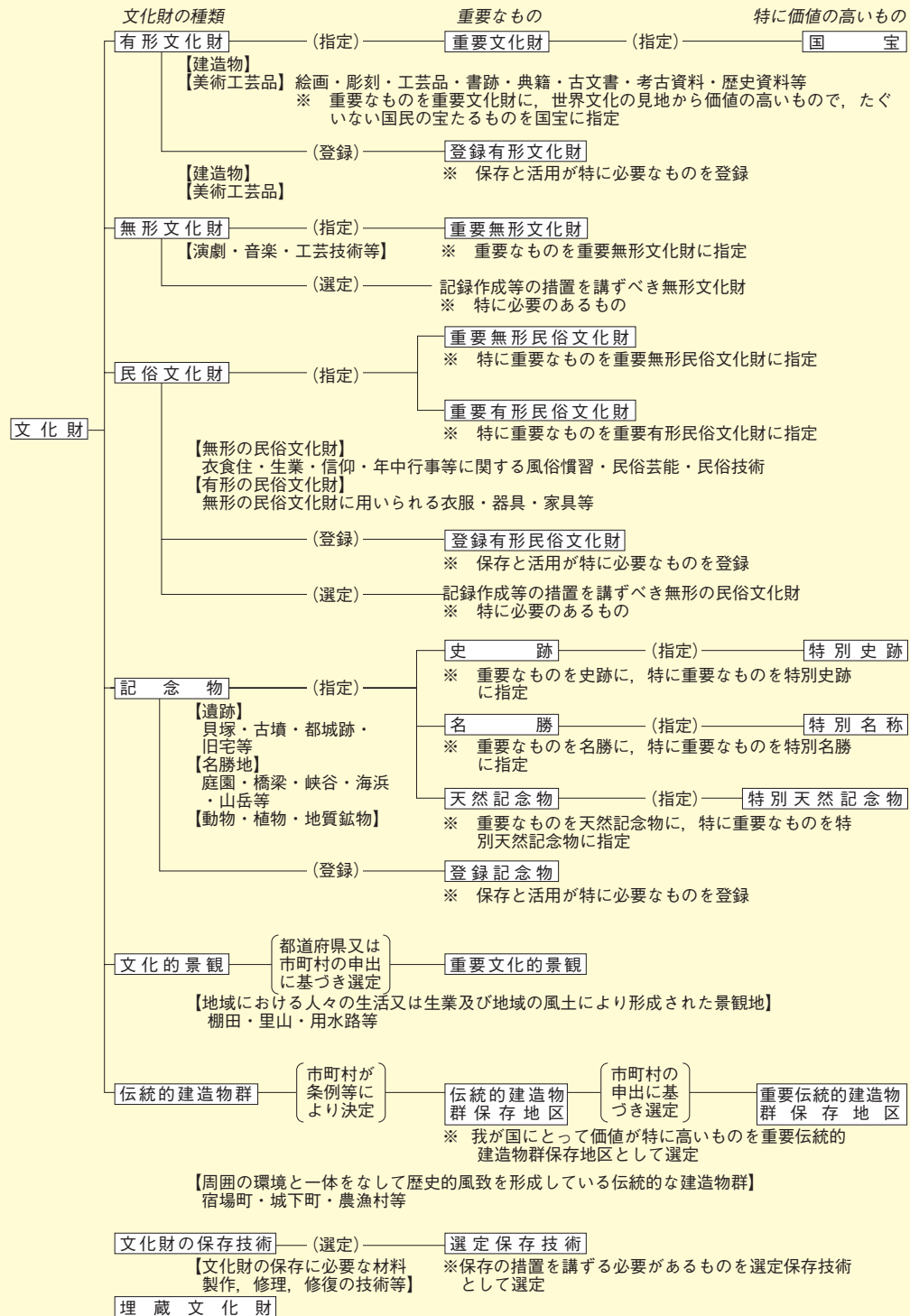
4. 登録記念物

55 件

(出典) 文化庁調べ

図表2-6-13

文化財保護の体系



文化財保護強調週間について

毎年11月1日から7日までの1週間は「文化財保護強調週間」です。平成22年度で57回目となるこの期間中には、文化財に親しむことを目的として、文化財所有者、都道府県・市町村の教育委員会の協力のもと、全国で歴史的建造物や美術工芸品の公開、史跡めぐり、伝統芸能発表会などの様々な行事が開催されています。



文化財保護強調週間
Cultural Properties Protection Week
文化財保護強調週間のロゴマーク

また、文化財保護法施行60周年に当たる平成22年度には、ロゴマークを公募により決定するとともに、文化財保護強調週間に記念フォーラムを開催しました。



文化財保護法施行60周年記念フォーラム
特別実演「チャッキラコ」（重要無形民俗文化財）の様子

2 有形文化財の保存と活用

（1）有形文化財とは

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

（2）国宝、重要文化財の指定等

国は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。また、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様な近代などの有形文化財については登録という手法で緩やかに保護しています。

図表2-6-14

平成22年度の重要文化財(美術工芸品)の指定物件

○国 宝 二件

〔古文書の部〕

越中国射水郡鳴戸村壱田図(麻布) 一鋪
天平宝字三年十一月十四日

〔歴史資料の部〕

伊能忠敬関係資料 二千三百四十五点



伊能忠敬関係資料

○重要文化財 三十八件

〔絵画の部〕

紙本墨画淡彩峨嵋松図 一幅
文明四年五月瑞谿周鳳の賛がある

絹本着色聖徳太子絵伝(法隆寺献納) 四面
第二面画絹裏貼紙に嘉元三年三月
仏師上野法橋、但馬房の墨書がある

紙本着色浅間山図 一隻
並 欧堂田善筆
六曲屏風

絹本着色洞窟の頼朝 一隻
前田青邨筆
二曲屏風

絹本着色法然上人絵伝 二幅

絹本着色釈迦三尊十八羅漢図 三幅

絹本着色賢聖障子 二十面
狩野孝信筆

〔彫刻の部〕

木造伽藍神像 五軀

木造菩薩坐像 二軀

木造能狂言面 五十三面

木造地藏菩薩立像 一軀

木造釈迦如来及両脇侍像(三門安置) 三軀

中尊像内に元和六年十二月、七条大仏師

法眼康猶の銘がある

木造十六羅漢坐像(所在三門) 十六軀

内二軀の像内に元和六年閏十二月、

同七年二月、七条大仏師康如の銘がある

木造地蔵菩薩立像 一軀

足柄に巧匠法眼快慶、開眼行快の銘がある

銅造如来立像 一軀



木造地藏菩薩立像

木造菩薩坐像 一軀

〔工芸品の部〕

鼠志野草花文鉢 一口

比良山蒔絵硯箱 一合

見込に塩見政誠の朱漆銘がある

黒編子地波鴛鴦文様小袖 一領

奈良三彩壺 一口

〔書跡・典籍の部〕

是則集 一帖

春日懷紙(紙背春日本万葉集) 二十三枚

高麗版貞元新訳華嚴經疏卷第十 一卷

斎宮女御集(唐紙) 一帖

宝要抄 一卷

〔古文書の部〕

平城宮跡内膳司推定地出土木簡 四百八十三点

加賀郡勝寺札(石川県加茂遺跡出土) 一枚

氏経卿神事記 一冊

氏経卿引付 七冊

〔考古資料の部〕

岩手県平泉遺跡群(柳之御所遺跡)出土品 一括

岩手県平泉遺跡群出土品 一括

石川県御経塚遺跡出土品 一括

島根県出雲大社境内遺跡(旧本殿跡)出土品 一括

武装石人 一点

福岡県鶴見山古墳出土

大分県吹上遺跡出土品 一括

〔歴史資料の部〕

映画フィルム「史劇楠公訣別」 一卷

群馬県行政文書 一万七千八百五十八点

八瀬童子関係資料 七百四十一點

日明貿易船旗 一旒

(麻布)

高洲家文書 百十七通

図表2-6-15 平成22年度の国宝(建造物)の指定物件

◎国宝(建造物)

平成22年12月24日指定(計1件)

- ・久能山東照宮 本殿, 石の間, 拝殿



久能山東照宮 本殿, 石の間, 拝殿

◎重要文化財(建造物)

平成22年6月29日指定(計8件)

- ・旧木下家住宅(福井県勝山市北郷町)
- ・旧竇日館
- ・清流亭
- ・杉本家住宅
- ・名草神社
- ・琴ノ浦温山荘
- ・旧西村家住宅
- ・旧玉名干拓施設

平成22年12月24日指定(計7件)

- ・旧吉田家住宅(千葉県柏市花野井)
- ・池上本門寺宝塔
- ・高室家住宅(山梨県甲府市高室町)
- ・俳聖殿
- ・平安神宮
- ・河本家住宅(鳥取県東伯郡琴浦町)
- ・清水寺本堂

Column No. 31

国宝・重要文化財(美術工芸品)を取り巻く最近の状況

毀損事故

指定文化財の輸送時や展示作業時の毀損など、人為的な事故による文化財の毀損事例が相次いで報告されています。事故を未然に防ぐためには、常に文化財の状態を点検・確認しておくことが大切です。

盗難事件

平成19年度から21年度までの3年間における文化財(未指定文化財を含む)の盗難件数※は105件でした。その数は増加傾向にあり、一層の防犯対策の強化が求められています。

※全国の都道府県教育委員会が把握している件数

国民の宝である貴重な文化財の所有者や、それらの公開を行う博物館関係者には、高い注意力が求められています。また、所有者や所在場所に変更が生じたり、毀損・盗難等に遭ったりした場合には、文化庁に届け出る必要があります。

所有者・関係者が、必要な注意点について十分に理解することが重要であることから、文化庁では、「国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者のための手引き」を作成し、平成22年7月に全国の所有者に配布しました。手引きでは、日頃から文化庁に多く寄せられる質問を中心に、日常的な管理や事件・事故といった緊急時の対応といったそれぞれの場面ごとに、注意点や届出の手続きを分かりやすく解説しています。また、この手引きの配布に際して、博物館関係者にも事故防止や防犯対策の徹底に関する注意喚起を図りました。今後も、貴重な文化財の保存と公開を両立させるため、防災対策の充実に努める必要があります。



国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者のための手引き